

次のとおり、委託契約を締結しましたので、報告します。								
市 長			技 監					
			主管部課名	上下水道部 下水道課				
			部 長		課 長		係 長	担 当

委 託 契 約 書

業 務 番 号	下施委第7-3号
業 務 名	春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務
業 務 場 所	春日・市島地域
受 注 者 名	

委 託 契 約 書

業 務 番 号	下施委第7-3号
業 務 名	春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務
業 務 場 所	春日・市島地域
受 注 者	

業 務 番 号	下施委第7-3号
---------	----------

収入印紙 貼付

委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称 春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務
2. 委託業務の場所 春日・市島地域
3. 履 行 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和12年3月31日 1,826 日間
4. 業 務 委 託 料
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
5. 契 約 保 証 金 契約書第4条第1項第 号

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

発 注 者 住 所 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
氏 名 兵庫県丹波市
丹波市長 林 時彦

受 注 者 住 所
氏 名

目 次

第 1 章	総則	6
第 1 条	総則	6
第 2 条	用語の定義	6
第 3 条	業務の範囲	6
第 4 条	総括業務責任者	6
第 5 条	業務関係者に関する措置請求	6
第 6 条	契約期間及び業務期間	7
第 7 条	契約の保証	7
第 8 条	権利義務の譲渡等	7
第 9 条	一括再委託等の禁止	7
第 10 条	特許権等の使用	8
第 11 条	監督職員	8
第 12 条	優先関係	8
第 13 条	善管注意義務	8
第 14 条	土地への立入り	8
第 15 条	貸与品等	8
第 2 章	業務準備等	8
第 16 条	施設機能の確認	8
第 17 条	事業・業務実施計画	9
第 18 条	許認可の取得等	9
第 3 章	運転管理業務等	9
第 19 条	流入基準	9
第 20 条	放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たさない場合	9
第 21 条	流入水の水量、水質の変化の把握	10
第 22 条	流入水が流入基準を満たさない場合	10
第 23 条	その他の運転に関する条件	10
第 24 条	引継事項	10
第 4 章	保全管理業務	10
第 25 条	本件施設の保全管理	10
第 26 条	修繕	10
第 27 条	施設等の改善請求	10
第 28 条	回復措置請求	11
第 5 章	環境計測、業務報告等	11
第 29 条	要求水準を満たさない場合の対応	11
第 30 条	業務の報告	11
第 6 章	発注者の義務	11
第 31 条	委託費等の支払	11
第 32 条	著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更	12
第 33 条	業務委託費の限度額	12
第 34 条	履行監視・評価	12
第 7 章	損害賠償	12
第 35 条	損害賠償	12
第 36 条	契約不適合責任期間等	13
第 37 条	責任範囲	13
第 8 章	契約終了	13
第 38 条	期間満了による終了	13
第 39 条	発注者による契約解除	13
第 40 条	受注者による契約解除	14
第 41 条	解除に伴う措置	14
第 42 条	談合等不正行為があった場合の違約金等	15
第 9 章	その他	15
第 43 条	表明及び保証	15
第 44 条	発注者による委託内容の変更	16
第 45 条	受注者による委託内容の変更	16
第 46 条	不可抗力による損害	16
第 47 条	保証契約の変更	16
第 48 条	第三者による代理受領	16
第 49 条	業務の中止	17

第 50 条	受注者の請求による履行期間の延長	17
第 51 条	発注者の請求による履行期間の短縮等	17
第 52 条	履行期間の変更方法	17
第 53 条	業務委託料の変更方法等	17
第 54 条	臨機の措置	17
第 55 条	経費の負担	18
第 56 条	賠償金等の徴収	18
第 57 条	紛争の解決	18
第 58 条	情報通信の技術を利用する方法	18
第 59 条	契約外の事項	18
第 10 章	特定の違法行為に関する特約条項	19
第 11 章	契約の履行における個人情報の取扱いに関する事項	20
第 12 章	暴力団排除に関する特約	21
第 13 章	適正な労働条件の確保に関する特約	23
別紙 1	要求水準を満足しない場合の対応	25
別紙 2	引継事項	27
別紙 3	業務日誌、月報及び年報の記載内容	28
別紙 4	経費の負担	30
別紙 5	業務委託費等の計算方法	31
別紙 6	業務委託費の見直し	32
別紙 7	保険	34

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約書(鏡、条文、設計図書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(業務要求水準書、業務要求水準書別記資料、業務提案書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本契約書及び業務要求水準書の内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本契約の履行に当たり、設計図書に示す関連法令等を遵守する。
- 3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約書及び図書(以下、これらを総称して「本契約等」という。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 7 期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 9 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、発注者及び受注者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令及び条例に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第57条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

- 1 要求水準とは、本契約に従い受注者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。
- 2 法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。
- 3 契約基準とは、過去の実績等により発注者が独自設定した基準をいう。
- 4 ペナルティとは、受注者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。

(業務の範囲)

- 第3条 発注者は、受注者に対し、(春日・市島地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務)令和6年11月27日付プロポーザル実施要領書(以下「実施要項」という。)、受注者が募集要項に従って提出した令和()年()月()日付提案書(以下「提案書」という。)及び本契約に基づき、設計図書に記載された対象施設(以下「本件施設」という。)の維持管理業務等(以下「本件業務」という。)を委託し、受注者はこれを受託する。
- 2 受注者の業務範囲は設計図書に記載された業務とする。
- 3 受注者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(総括業務責任者)

- 第4条 受注者は、業務の総括業務責任者を選任し、契約締結後10日以内に、発注者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。
- 2 総括業務責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) 本契約書に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を行う。
- (2) 業務委託費の変更、委託期間の変更、業務委託費の請求及び受領、第5条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約等に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括業務責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第5条 発注者は、総括業務責任者が本件業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 2 総括業務責任者以外で、受注者が業務を施行するために使用している従事者、第9条第3項により受注者が本件業務の一部を再委託をした再受注者等についても、前項を準用する。

- 3 受注者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の職員または本件業務以外の業務の受注者が著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 5 発注者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に受注者に通知しなければならない。

(契約期間及び業務期間)

第6条 契約期間は、令和()年()月()日より令和12年3月31日までとする。

- 2 業務期間は、令和7年4月1日(以下「業務開始日」という。)より令和12年3月31日(以下「業務期間満了日」という。)までとする。また、令和()年()月()日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間(以下「業務準備期間」という。)とし、受注者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第39条第1項第8号クに規定する契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が業務の遂行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の遂行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わしてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の総括業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(優先関係)

第12条 本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。

(善管注意義務)

第13条 受注者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受注者がこの業務の履行に必要な調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、相互の協議により決定する。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第2章 業務準備等

(施設機能の確認)

第16条 受注者は、業務準備期間に、受注者選定の際に発注者が配布した前年度維持管理報告書(以下「維持管理報告書」という。)の内容が設計図書に定める維持管理等要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が維持管理報告書と一致していることを確認しなければならない。

2 受注者は、前項の確認において、維持管理報告書の内容が設計図書に定める維持管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が維持管理報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに発注者にその内容を報告しなければならない。

3 発注者は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告内容を確認しなければならない。確認の結果、

維持管理報告書の内容が設計図書に定める維持管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が維持管理報告書と一致していないことが認められるときは、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとし、受注者の損害が認められるときは、必要な費用を負担する。

(事業・業務実施計画)

- 第17条 受注者は、契約締結後、業務開始日の10日前までに、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成して発注者に提出し、確認を受けるものとする。事業実施計画書には設計図書に記載した事項を記載しなければならない。また、提案書記載内容についても、事業実施計画書に盛り込むものとする。ただし、事業実施計画書が、本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、発注者は受注者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受注者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務開始日までに、発注者に提出して確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、事業実施計画書を基に受注者が実施する運転管理業務及び保全管理業務等に係る年間及び月間計画を示した業務実施計画書を作成し、当該年及び当該月における業務開始10日前までに、発注者に提出し、確認を受けるものとする。業務実施計画書には設計図書に記載した事項を記載しなければならない。ただし、業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した運転管理計画や保全管理計画等との整合が確認できなかった場合、発注者は受注者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受注者は当該改善を行った業務実施計画書を、業務開始日までに発注者に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。発注者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受注者に説明を求めることができる。発注者は、受注者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受注者に改善(業務実施計画の見直しを含む)を指示することができる。
- 4 受注者が事業・業務実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更希望日の30日前までに変更理由及び変更内容を発注者に書面で提出するものとする。

(許認可の取得等)

- 第18条 受注者は、法令上、設計図書に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 受注者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第3章 運転管理業務等

(流入基準)

- 第19条 発注者は、流入水の水量が、要求水準書の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。
- 2 発注者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じたさせた場合、受注者に対しその損害(本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。)を賠償する責任を負うものとする。

(放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たさない場合)

- 第20条 受注者は、流入水を設計図書に定める放流水質基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第22条第2項又は第22条第4項において、受注者の責任が問われない場合はこの限りではない。
- 2 放流水質法定基準が達成されなかったときは、受注者は達成されていないことが判明した時点で直ちに発注者へ報告するとともに、応急処置(場合によっては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の二による措置)をとる。
- 3 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、設計図書に定める放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、別紙1に規定される対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 4 別紙1に示す、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、前2項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等を行わないものとする。また、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかった場合、受注者は、受注者に生じた追加費用(受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。)を発注者に請求することができるものとする。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

第21条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が設計図書の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。

2 発注者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

(流入水が流入基準を満たさない場合)

第22条 流入水が水質に関する流入基準を満たさなかった場合においても、受注者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

2 第1項の場合、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たしていないとき、受注者は責任を負わない。ただし、受注者が本条第1項に違反した場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

3 受注者は、流入水が、設計図書に示す水量に関する流入基準を満たさなかった場合、設計図書に従い対応するものとする。

4 第3項の場合においては、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由とする業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行われたいものとする。ただし、受注者が本条第3項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

(その他の運転に関する条件)

第23条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、設計図書に定めるところによる。

2 流入基準が満たされているにもかかわらず、受注者が設計図書に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、別紙1の対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

3 別紙1に示す、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が設計図書に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額等は行わないものとする。

(引継事項)

第24条 受注者は、業務開始後6ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙2に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。)を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受注者は、引継事項を作成したときは、速やかに発注者に提出するものとする。

2 発注者は、いつでも、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

第4章 保全管理業務

(本件施設の保全管理)

第25条 受注者は、設計図書に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

(修繕)

第26条 本件施設において、設備等の修繕の必要が生じた場合、受注者は、修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により発注者に対し報告するものとする。

(施設等の改善請求)

第27条 受注者は、本件業務を実施する上で、発注者の責に帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、発注者に対しその改善請求を行うことができる。

2 受注者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。

(1) 改善が必要な理由

(2) 必要な改善措置案

(3) 正常な管理を行ってきた記録(証拠の添付)

3 発注者は、改善請求書の提出があった場合、受注者と協議し、発注者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(回復措置請求)

- 第28条 第34条に規定する履行監視・評価の結果、第25条に規定された保全管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合(改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む)、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる(以下「回復措置請求」という。)
- 3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後5日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 発注者は、前項の書面を受領した後5日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、本条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、本条第6項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第6項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

第5章 環境計測、業務報告等

(要求水準を満足しない場合の対応)

- 第29条 受注者は、設計図書に示す要求水準を満たしているかを確認するため、設計図書に示す計測を行う。計測の結果、設計図書に示す要求水準を満たしていない場合、受注者は第20条から第23条及び別紙1に規定された措置を行うものとする。
- 2 受注者は、前項に定める計測の結果並びに受注者が行った措置について、第30条の規定に従って計測項目ごとに発注者に報告する。

(業務の報告)

- 第30条 受注者は、本件施設の点検及び第29条に規定する環境計測の結果について、別紙3に従い日誌を作成する。受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに日誌を発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、月報及び年報を作成し、10日までに発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙3によるものとする。
- 3 発注者は、日誌、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受注者は、作成した日誌を、契約期間終了後に発注者へ提出するものとする。
- 5 受注者が発注者に提出すべき書類の各種様式は、発注者、受注者双方で調整して定めるものとする。

第6章 発注者の義務

(委託費等の支払)

- 第31条 発注者(発注者から委託を受けた機関を含む)は、前条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を検査し、受注者にその結果を通知する。
- 2 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 4 発注者は、前項の請求書類を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に別紙5に従い、業務委託費を支払うものとする。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が本契約に違反し

ている場合に限り、発注者は、当該違反の是正が確認されるまで業務委託費の支払いを留保することができる。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更)

第32条 発注者又は受注者は、委託期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

2 大雨時等の緊急対応や災害時対応を受注者が行った場合に、発注者と受注者で協議を行い、発注者が精算することが適当と認めた場合には、受注者は、業務委託費の増額を請求することができる。

3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務委託費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託費の変更を請求することができる。

4 発注者又は受注者は、第1項から第4項までの規定に基づく請求があった時は別紙6に従い、委託費の見直しを行うものとする。

5 業務委託費は、請求のあった日を基準とし、変動前と変動後の物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

6 第1項の規定による請求は、本条の規定により業務委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託費変更の基準とした日」とするものとする。

7 前項の場合において、業務委託費の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

8 第6項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第7項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託費の限度額)

第33条 本契約において、各会計年度における業務委託費の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和7年度	金	円(税込)
令和8年度	金	円(税込)
令和9年度	金	円(税込)
令和10年度	金	円(税込)
令和11年度	金	円(税込)

(履行監視・評価)

第34条 発注者は、前項の履行監視・評価を行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第35条 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 第20条第4項に定める場合

(2) 第25条第1項に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

(3) 第38条第2項に定める場合

(4) 前各号のほか、受注者の本契約規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 第19条第2項に定める場合

(2) 前号のほか、発注者の本契約規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

- 5 受注者は、別紙7に示す保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して設計図書に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(契約不適合責任期間等)

第36条 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から2年以内に通知又は請求を行わなければならない。履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、監督職員が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年以内に通知又は請求を行わなければならない。履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。
- 3 前2項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、民法の定めるところによる。
- 4 第1項及び第2項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求をしようとするときは、通知から1年以内に請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 民法第637条第1項の規定は、第1項及び第2項の契約不適合責任期間とするときは適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に対する履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(責任範囲)

第37条 受注者及び発注者の責任範囲については設計図書に従うものとする。

第8章 契約終了

(期間満了による終了)

第38条 期間満了により終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、新たに本件施設を運転する者に対し、本件施設が設計図書に示す保全管理等要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を引き渡すものとする。
- (2) 発注者は、自ら施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、本件施設が保全管理等要求水準を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から10日以内に、請求するものとする。
- (3) 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について設計図書に示す保全管理等要求水準の未達が判明した場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
- (4) 本条第2項による請求がなされた場合、第28条第3項から第7項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第39条 受注者について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 第4条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (3) 第28条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受注者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間及び同条第6項による仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。
- (4) 第43条第1項の表明・保証に違反した場合。
- (5) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から10日以内に正当な理由なく違反が是正されなかった場合。
- (6) 小切手又は手形の不渡があった場合(ただし、2号不渡を除く)。
- (7) 本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- (8) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下こ

の号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始(受注者が株式会社である場合に限る。)若しくは特別清算手続開始(受注者が株式会社である場合に限る。)、その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。

2 第1項の規定にかかわらず、発注者は3ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、本契約の【(契約金額)又は(当該年度の契約額)】を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定により、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。

4 第38条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、発注者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保安全管理等要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

5 前項による請求がなされた場合、第28条第3項から第7項の規定を準用するものとする。

(受注者による契約解除)

第40条 受注者は、発注者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者が、業務委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

(2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

(3) 第43条第2項の表明・保証に違反した場合

2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第34条第3項及び第4項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

4 第1項に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第41条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった成果物の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、現場に受注者が所有又は管理する材料、機械器具、仮設物その他の物件(再委託人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、現場等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、現場を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条の規定によるときは発注者が定め、第40条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 発注者は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第42条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、当該違約金の額を超える損害が発生したときは、発注者は受注者に対し、その超過額を請求することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において、準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第9章 その他

(表明及び保証)

第43条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第39条第1項第6号から第8号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関(国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。)において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
 - (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
- 3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、発注者又は受注者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

(発注者による委託内容の変更)

- 第44条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日(本条において「変更日」という。)の1ヶ月前までに変更案(業務委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。)を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから10日以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託費に関する見積り(応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容を含むもの)を提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから10日以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合(なお、この期間については両者の合意の上変更することができる)、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第38条及び第39条第2項ただし書を準用する。
- 5 発注者は、公益上やむをえない事由がある場合、第1項の期間を短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による委託内容の変更)

- 第45条 受注者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日(本条において「変更日」という。)の1ヶ月前までに変更案(業務委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。)を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから10日以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第46条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責に帰することができない事由(流入水質及び流入水量が、設計図書に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下、「不可抗力」という。)により、本件業務が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受注者の負担とする。
- 2 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託費については、固定費相当分を支払うものとする。
- 3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

(保証契約の変更)

- 第47条 受注者は、業務委託料が増額または減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(第三者による代理受領)

- 第48条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条第4項の規定に基づき支払いをしなければならない。

（業務の中止）

第49条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下この条及び第46条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより、作業現場の状況が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第50条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第51条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第52条 第49条から第51条の規定により履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第50条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第53条 第49条から第51条の規定により業務委託料の変更を行おうとする場合における当該変更の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 第49条、第51条、第54条又は第39条、第40条の規定により、発注者が負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第54条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のう

ち、受注者が業務委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（経費の負担）

第55条 受注者が業務履行上負担する経費は、別紙4に定めるものとする。

（賠償金等の徴収）

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とのそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第5条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱い設計図書に定めるものとする。

（契約外の事項）

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第10章 特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、委託契約書第39条第1項第8項のクの規定を適用する。

(解除に伴う措置)

第2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して損害を請求することはできない。

第3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託契約書第41条の規定を適用し、第41条第7項中「第39条、第40条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項の規定」と読み替える。

(賠償の予約)

第4 受注者は、受注者(受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。)又は受注者が代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第2項の規定により当該命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第2項の規定により当該命令が確定したとき。

第5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、委託契約書第39条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

第7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。

第8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であつたすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であつた者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負う。

第11章 契約の履行における個人情報の取扱いに関する事項

(目的)

第1 本事項は、契約の履行における個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定め、個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2 この事項において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報、その他発注者が保有するこの業務に係る情報をいう。

(個人情報の管理者)

第3 受注者は、個人情報の保護を図るため、主任技術者の指揮のもとに適切な管理をしなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、業務上知り得た個人情報を第三者に知らせてはならない。本業務を終了し、又は契約が解除された後も、また、同様とする。

2 受注者は、契約に係る業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

(安全性の確保)

第5 受注者は、個人情報が記録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、又は個人情報の改ざん、紛失、漏洩等の危険を防止し、適正な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

(管理状況の報告・調査)

第6 発注者は、受注者の個人情報の管理状況について、その必要に応じ、受注者の書面による報告を求めることができるものとし、受注者は速やかにこれに応じるものとする。

2 発注者は、受注者の個人情報の管理状況を調査するため、受注者に事前に通知したうえで受注者の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、受注者は発注者の調査に協力する義務を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項に基づく発注者の承諾を得ようとするときは、委託業務の着手前に書面をもって委託業務を実施する第三者についてその名称、委託業務の内容及びその他必要事項を発注者に通知しなければならないものとする。

3 受注者が第1項にもとづく発注者の承諾を得て、個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合には、受注者は本契約書にもとづく受注者の義務を当該再委託先をして遵守させるとともに、当該再委託先が本契約書にもとづく義務に違反し、又は過失により発注者に損害を与えた場合は、受注者がその一切の責めを発注者に対して負うものとする。

(目的外利用の禁止)

第8 受注者は、本業務に係る目的以外に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、本業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、本業務の遂行上必要と認めて発注者が承諾した場合は、この限りでない。

(事故発生時の措置)

第10 受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いに関し、万一事故が発生した場合は、直ちに当該事故の状況その他必要な事項を発注者に報告するとともに、発注者の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2 受注者は、発生した事故の再発防止策について検討し、発注者と協議の上、決定した再発防止策を受注者の責任と費用負担で講じるものとする。

(損害賠償)

第11 発注者は、受注者が本契約書に違反したときは、直ちに契約を解除することができる。

2 受注者は、本契約書に違反して発注者又は個人情報に係る当該個人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返却又は廃棄等)

第12 受注者は、本業務を終了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに個人情報を発注者に返却し、又は再生不可能な状態で廃棄し、若しくは抹消しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を廃棄し、又は抹消したときは、発注者にその旨及び方法を報告しなければならない。

(法令の遵守)

第13 発注者及び受注者は、本契約書に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(その他)

第14 本契約書に定めのない事項、又は本契約書に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議し、誠意をもって解決する。

第12章 暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団(条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びに兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下これを「暴力団等」という。)とこの契約の一部について締結する契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2項から第6項まで、第9項、第10項、第12項及び第13項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者(受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。)についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者((1)の役員を除く。)として使用し、又は代理人として選任している者(支店又は常時契約を締結する事務所の代表者を含む。)
- 6 発注者は、受注者から提供された情報を所管の警察署長(以下「警察署長」という。)に提供することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 7 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察署長に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察署長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用することができる。

(発注者の解除権)

- 9 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。))に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らず発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者とこの特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、この特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 10 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(違約金の徴収)

- 11 第9項において準用する委託契約書第42条の規定による違約金の徴収については、民法(明治29年法律第89条)第404条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 12 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
 - (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第9項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 13 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該契約書の写し(第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 14 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

第13章 適正な労働条件の確保に関する特約

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「労働者等」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の労働者等の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「下請負者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、下請負者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負者に対し、指導その他の労働者等（下請負者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、下請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該下請負者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 受注者に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 労働者等に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(労働者等からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、労働者等から、受注者又は下請負者が労働者等に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する労働者等が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する労働者等が下請負者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該下請負者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、下請負者に雇用されている労働者等が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請負者が当該労働者等に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている労働者等の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該労働者等に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、労働基準監督署から下請負者に雇用されている労働者等の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該労働者等に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該下請負者に行うことを求めるものとする。

- 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の下請負者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から労働者等に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

- 3 受注者は、下請負者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該下請負者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請負者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該下請負者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 受注者が、発注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした下請負者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該下請負者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 労働者等に対する賃金の支払について、受注者又は下請負者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該下請負者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 受注者又は下請負者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

別紙 1 要求水準を満足しない場合の対応

放流水質

処理水の水質が、受注者の自主採水で判明した場合や計量証明で判明した場合等、設計図書に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、環境計測により放流水質が放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、直ちに発注者に報告する。また、放流水質法定基準を満たしていない場合は、受注者が応急措置を行う。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、設計図書に示す放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たさなかったときは、受注者は、主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、契約書第20条第3項に基づき、受注者は改善計画書を作成し発注者に提出する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさなかった場合、受注者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たすよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準を満たせない場合は、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準を満たし、その改善状況を発注者に報告する。

汚泥処理基準

脱水ケーキ含水率が、設計図書に示す契約基準を満たさない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、汚泥含水率分析により契約基準を満たしていないことを把握した場合、直ちに発注者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 契約基準満たさなかった場合には、受注者は、主体的にその原因究明を行い、改善措置を行う。また、契約書第23条第2項に基づき、受注者は改善計画書を作成し発注者に提出する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合には、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、契約基準を満たし、その改善状況を発注者に報告する。

別紙 2 引継事項

受注者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点等を次の受注者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

(1) 運転管理計画

- ・ 水質管理方法
- ・ 定常時の運転方法
- ・ 非常時の運転方法
- ・ 特有の運転方法

(2) 保全管理計画

- ・ 定常時の保全方法
- ・ 非常時の保全方法

(3) その他留意事項

- ・ 特性、固有情報
- ・ 運転、保全実績 等

別紙 3 業務日誌、月報及び年報の記載内容

I 業務日誌

記載事項

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 天候、気温、雨量 | (気象) |
| 2 報告者 | (担当) |
| 3 環境計測項目の結果 | (水質) |
| 4 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| 5 各ユーティリティの数量 | (調達) |
| 6 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| 7 主要機器の運転記録 | (運転) |
| 8 その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

※様式 任意とする

II 業務月報

記載事項

- 1 業務日誌に記載の事項
- 2 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3 事故・故障記録、対応報告
- 4 管理報告
- 5 第三者検査機関実施の水質分析値

※様式 任意とする

III 業務年報

記載事項

- 1 業務月報記載事項の月集計
- 2 必要な報告事項、その他

※様式 任意とする

IV 通日試験報告

記載事項

- 1 環境計測項目、及び結果の分析・考察・評価等

※様式 任意とする

別紙 4 経費の負担

受注者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

- 1 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- 2 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- 3 ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- 4 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- 5 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- 6 モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- 7 電話・FAX の設置工事費及び維持費
- 8 表－1 に定める経費（薬品費、水質分析費）
- 9 作業員及び事務員の業務管理、現地事務業務等に係わる人件費

表－1 経費負担

項目	内容
薬品費	高分子凝集剤、ポリ硫酸第2鉄
水質試験費	法定試験

別紙 5 業務委託費等の計算方法

業務委託費の考え方と計算方法を記載する。

1 業務委託費の考え方

発注者が受注者に支払う業務委託費は毎月払いとし、以下の算式によって算定される。

$$\text{業務委託費} = \text{第 33 条の各年度の支払い額} \div 12 \text{ ヶ月}$$

別紙 6 業務委託費の見直し

(見直し時期)

- 1 委託料の見直し時期は、本業務の履行開始後とし、第32条に定める報告を受けた後、下記の方法により算定し、翌年4月に反映させるものとする。

(見直し基準)

- 2 見直し基準は下記に示すとおりとする。
 - (1) 下記の表に示す各費目において、本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標に対し、翌年度4月における判断指標が±3.0%以上増減している場合は、その費目の支払額について見直しを行うものとする。
 - (2) 受注者は、委託料の変更の有無に関わらず、毎年9月までに判断指標を調査し、発注者へ書面により提出しなければならない。
 - (3) 下記の表に示す判断指標は、物価変動等による委託料の見直しに使用する判断指標を計算するもので、発注者の積算の根拠となるものではない。

物価スライド対象費目と判断指標

対象費目	判断指標
下水道施設運転管理業務における労務費	兵庫県公共工事設計労務単価の電工単価 (国土交通省)

(費目ごとの変化率の算定)

- 3 見直し対象とした費目について、以下の計算式により変化率を算定する。

変化率

= (当該年度4月における判断指標－本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標) ÷ (本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標)

※小数点第3位以下切り捨て

(見直し額の算定)

4 見直し額の算定は次のとおり行う。

(1) 費目ごとの算定

$$B = A \times (1 + \text{変化率})$$

A：見直し前の当該費目における支払額

B：見直し後の当該費目における支払額

ただし、第2(1)により見直し対象外となった費目は変化率を0として取り扱う。

(2) 当該年度の支払予定総額の算定

$$D = C + (B - A)$$

C：見直し前の当該年度における支払予定総額

D：見直し後の当該年度における支払予定総額

(委託料への反映)

5 4により算定した見直し額は翌年度以降の支払額に反映させるものとする。

別紙 7 保険

1 受注者の加入する保険

受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受注者賠償責任保険等